



津地方法務局からのお知らせ ～相続登記・遺産分割登記を進めましょう～

相続登記・遺産分割登記の手続きを行い、大切な不動産を確実に次世代に引き継ぎましょう。

任意の相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をする義務が生じます。

また、遺産分割の話し合いがまとまり、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請をする義務が生じますので、ご注意ください。



正当な理由がないのにこれらの義務を果たさないと、10万円以下の過料の対象となります。



手続きを進めよう！相続登記

不動産を相続した後、長期間相続登記をせずに放置しておくと、さまざまな問題が発生します。大切な不動産を負担なく次世代に引き継ぐためにも、相続手続きが大切です。

問題例

- ・相続登記の手続きが煩雑になり、費用が高額になる
- ・不動産の売却やローンの手続きがすぐにできない



相続手続きに便利な 「法定相続情報証明制度」

この制度は、戸籍などの書類を基に法務局が法定相続人を確認し、無料で発行する公的証明書です。法定相続情報証明制度を利用すると、次のようなメリットがあります。

法定相続情報証明制度のメリット

- ・相続登記のほか、さまざまな相続手続きに利用できます(預貯金の払戻しや相続税の申告など)。
- ・戸籍などの書類を何度も取得したり、関係機関に提出したりする必要がなくなり、複数の機関で同時に相続手続きができます。

預けて安心 「自筆証書遺言書保管制度」

令和2年7月から、自分で書いた遺言書を法務局で保管できる「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

遺言書が発見されなかったり、書き換えられたりするトラブルを防ぐことができます。ご自身の財産を大切な人に確実に引き継ぐためにも、ご活用ください。



問合せ

【相続登記、法定相続情報証明制度に関すること】

津地方法務局鈴鹿出張所(神戸1-24-3) ☎382-1171(平日8時30分～17時15分)

【自筆証書遺言書保管制度に関すること】

津地方法務局供託課遺言書保管官(津市丸之内26-8 津合同庁舎)

☎059-228-4133(平日8時30分～17時15分)